

謝金によって事業プロモーターユニットのメンバーを組織する場合の考え方

平成 24 年 2 月 23 日

文部科学省

産業連携・地域支援課

事業プロモーターユニットについては、原則、(非常勤)雇用契約等によってユニットメンバーを組織することを想定しております。しかし、やむを得ない事情等により、謝金により事業プロモーターメンバーを組織する場合は、その理由を記載していただく必要がございます。この場合、様式 3「事業プロモーター(個人)の略歴・実績等」の最後の「補足事項」に具体的な理由を記載するとともに、以下の考え方に沿って様式を作成してください。(なお、補助の基準については、人件費補助の考え方を準用します。)

○様式 1「事業概要」の「事業プロモーターユニット」の記載欄

機関の長					
事業プロモーター ユニット	氏名	所属・役職	ユニットにおける 役割	国からの人件 費の補助	エフォート率 (%)
代表事業プロモーター				(有・無)	※全員記入
事業プロモーター				(有・無)	
事業プロモーター				(有・無)	
事業プロモーター				(有・無)	

内部印 | 投資案件の出口(EXIT)

「国からの人件費の補助」

- ・ 謝金による事業プロモーターについては、「無」を選択してください。

「エフォート率 (%)」

- ・ 謝金による場合でも、エフォート率は必ず記載してください。

○様式 3「事業プロモーター(個人)の略歴・実績等」

エフォート率・ユニットにおける役割等	ユニットにおける役割	国からの人件費の補助	エフォート率(%)	実施機関の規則に基づく本人の年間給与総額(万)	国からの人件費の希望補助率(%)
	※ 右記、エフォート率に応じた活動内容やユニットにおける役割等について具体的に記載	(有・無)	※ 人件費補助の有無に関わらず記載	※ 国からの人件費の補助が「有」の場合のみ記載	※ 国からの人件費の補助が「有」の場合のみ記載 ※ 50%を上限
補足事項					
※ 投資ファンドの責任者等を兼務している場合で、有限責任組合員(LP)との間で職務専念義務等を負っている場合は、本事業に関わることにより生じる可能性のある責務相反の問題が整理されること等を記載。 ※ 人件費の補助が必要な場合は、その理由を記載。					

「実施機関の規則に基づく本人の年間給与総額（万）」

- ・ 所属先の規則に基づく年間給与総額を記載してください。

「補足事項」

- ・ 人件費と同様の考え方のもと、補助が必要な理由とあわせて、なぜ謝金でなければ対応できないのか、理由を記載してください。

「国からの人件費の希望補助率（%）」

- ・ 通常の人件費と同様の考え方のもと、50%を上限として、「年間給与総額」に「エフォート率」を乗じた額に対する補助率を記載してください。

○様式7 「事業計画・資金計画」

事業実施費				
国内旅費 外国旅費 諸謝金 会議開催費 雑役務費 運営費 ・				

「諸謝金」

- ・ 必ず諸謝金の欄に、謝金による事業プロモーターユニットのメンバーの名前と謝金額及びその積算を記載してください。
- ・ 事業プロモーターユニットのメンバーに対する謝金とそれ以外の謝金が明確に分かるように記載してください。